

種目・プログラム名	場 所	時 間	対 象	定員(人)
秋川体育館 (☎559-1163)				
ミニテニス教室	大体育室	午前9時～正午	小学生以上	80
インディアカ教室		午前9時～午後0時30分	18歳以上	-
新体カテスト		午後1時30分～4時	どなたでも参加可能	-
卓球教室	小体育室	午前9時30分～11時30分	どなたでも参加可能	-
ダンススポーツ教室		午後1時30分～4時30分	成人以上	-
柔道教室	柔道場	午前9時～11時	幼児から中学生まで	40
合気道教室		午後7時～8時30分	小学生以上	25
空手道教室	剣道場	午前9時～正午	小学生以上	-
吹矢教室		午後1時～3時30分	小学生以上	100
弓道教室	弓道場	午前10時～午後4時	小学校4年生以上	-
骨盤コアエクササイズ	第1トレーニング室	午前10時～11時	16歳以上	30
ビギナー講習	第2トレーニング室	午前10時～・午後2時～・午後4時～	高校生以上	-
※個人開放は、秋川体育館 (☎559-1163) にお問い合わせください。				
中央公民館 (☎559-1163)				
工作教室	第2工作室	午前10時～正午	どなたでも参加可能	20
市民運動広場				
ターゲットバードゴルフクラブ教室	広場全体	午前9時30分～11時30分	どなたでも参加可能	-
新体カテスト		午後1時30分～4時	どなたでも参加可能	-
総合グラウンド				
テニス教室	テニスコート	午前9時～11時	市内在住・在勤・在学者	50
少年少女野球教室	ソフトボール場C面	午前9時～午後4時	年少から小学校4年生まで	30
市民プール (☎550-1711)				
ワンポイントアドバイス	プール	午前10時～正午	18歳以上	-
エンジョイ水中運動		正午～午後1時	18歳以上	-
水泳記録会		午後1時～2時50分	25m以上泳げる方	20
※個人開放は、市民プール (☎550-1711) にお問い合わせください。				
五日市ファインプラザ (☎596-5611)				
バドミントン教室	体育室	午後1時～3時30分	どなたでも参加可能	25
水泳記録会	プール	午前9時15分～10時55分	25m以上泳げる方	20
キッズブレイランド		午後1時～3時	親子	-
工作教室	第2研修室	午後1時30分～3時30分	どなたでも参加可能	20
コリオスパイラル	第3研修室	午前10時～10時50分	16歳以上	30
ポルトブラ		午前11時～11時50分	16歳以上	30
フリースタイルダンス		正午～午後0時50分	16歳以上	30
ダンシングZUMBA		午後1時～1時50分	16歳以上	30
体調を整える気功		午後2時～2時50分	16歳以上	30
ビギナー講習		午前9時30分～・午後2時～ 午後3時30分～・午後6時30分～	16歳以上	-
リズムステップ/ストレッチ	トレーニング室	午前10時30分～11時30分	ビギナー講習修了者	30
フロア de エクササイズ/ストレッチ		午後7時～7時40分	ビギナー講習修了者	30
※個人開放は、五日市ファインプラザ (☎596-5611) にお問い合わせください。				
山田グラウンド				
ソフトテニス教室	テニスコート	午前10時～午後3時	どなたでも参加可能	-
サッカークリニック		午後6時～7時	小学生	20
いきいきセンター (☎558-3344)				
※詳しくは、いきいきセンター (☎558-3344) にお問い合わせください。				

10月14日(月)「体育の日」
スポーツフェスティバル

市内体育施設で行われるスポーツ体験や教室などに無料で参加できます。

スポーツに興味のある方、これから始めようと思っている方、気軽に参加してください。

体育館を使用する場合は、室内用運動靴を、また、プールを使用する場合は、水着と水泳帽子をお持ちください。

市では、緑地を保全し、緑化を推進するため、保存緑地と公開緑地の指定制度を設けています。表の指定条件を満たし、「適切な管理のもと大事にしている」「先祖代々受け継いで大切にしている」など、長期的な保存や公開にふさわしい緑地をお持ちの方で、指定を希望する方は、連絡してください。指定は、市長が必要と認め、所有者などの同意を得た後に、緑地保全審議会に意見を求め決定します。保存緑地は、指定後、樹木の枯死を防ぐための管理経費などがかかります。



保存緑地と公開緑地の指定制度

平成29年6月に施行された生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地地区の下限面積要件を市町村が条例で定めることで、500平方メートルから300平方メートルで引き下げる事が可能となりました。

市では、生産緑地地区農地所



あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例(案)に対する意見を募集します

有者などの意向や面積要件の引下げによる都市農地の保全・活用について検討した結果、条例を制定することとしました。

この条例(案)に対する皆さんの意見を募集します。

▽条例(案)の概要 生産緑地地区に定めることができる区域の規模を、300平方メートルとします。

▽条例(案)の閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階、都市計画課(市役所3階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館)

※市ホームページで閲覧できます。

▽意見の提出方法 10月4日(金)(消印有効)までに、A4用紙などに意見と住所、氏名、電話番号を記入の上、直接窓口、ファックス、メールのいずれかの方法で提出してください。

※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 都市計画課 画係(〒197-1081 4二宮350、☎558-1117、FAX558-1119、E060101@akiruno-info.tokyo.jp)

表 保存緑地と公開緑地の指定条件

保存緑地	樹林地	面積が500㎡以上の、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域
	樹木	次のいずれかに該当し、健全で、樹木の形容が美観上優れているもの ・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの ・高さが15m以上のもの ・株立ちした樹木で高さが3m以上のもの
	屋敷林	1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上の樹木が5本以上あるもの ※防風林など一団を形成し、美観上優れているもの
	生け垣	垣根として使用されているもので、少なくとも年1回以上せん定などの管理が行われ、生け垣の長さが30m以上のもの
公開緑地		・面積が300㎡以上で、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域 ・市民が散策などで自由に利用でき、5年以上継続して開放することができる地域